

「指定短期入所生活介護」
「介護予防短期入所生活介護」
重要事項説明書

2025-8

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(介護保険事業所番号 第 4372500340 号)

当事業所は契約者（以下、利用者とする）に対して指定短期入所生活介護サービス並びに介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

※ 当施設の利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

1.事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 菊寿会
(2) 法人所在地 熊本県山鹿市菊鹿町長 502 番地
(3) 電話番号 0968-48-2111
(4) 代表者氏名 理事長 松岡 三正
(5) 設立年月日 平成 4 年 10 月 5 日

2.事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所
(2) 事業所の目的 当事業所は、介護保険法令に従い、利用者が、可能な限り
その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活
を営むことができるよう支援することを目的として、利用者
に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用い
ただき、適切なサービスを提供します。
(3) 施設の名称 矢筈荘短期入所生活介護事業所
(4) 施設の所在地 熊本県山鹿市菊鹿町長 502 番地
(5) 電話番号 0968-48-2111
(6) 管理者氏名 松岡 聖子
(7) 当事業所の運営方針
利用者がその人らしく、安心して生活が営めるよう、利用者の意
思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った温かみのあるお
世話をこころがけます。
また、利用者のニーズを的確に捉え、個別援助計画をもとに老人
介護に対する豊富な経験と専門性による援助を致します。
(8) 開設年月日 平成 5 年 4 月 1 日
(9) 営業日及び受付時間 営業日 年中無休
受付時間 8 時～17 時 00 分
(10) 利用定員 10 人
(11) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室 数	備 考
2人部屋	1室	多床室
4人部屋	2室	多床室
合 計	3室	
食 堂	2室	

機能訓練室	1室	[主な設置機器] 移動式平行棒・リクライニングマッサージ・上下肢用滑車重錘運動器・ホットパック・オートヘルサー等
浴 室	5室	機械浴・特殊浴槽・小風呂
医 務 室	1室	静養室を含む

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更：利用者から居室の変更希望の申出があった場合は、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議の上決定するものとします。

3.職員の配置状況（特養と兼務）

当事業所では、利用者に対して指定短期入所生活介護事業所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

職種	職務の内容	員数
施設長	業務の一元的な管理	1名
医師	入所者の健康管理及び療養上の指導	1名
生活相談員	入所者・家族への相談援助、地域との連絡調整	1名以上
介護職員	介護業務	18名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	2名以上
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1名以上
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	1名
介護支援専門員	施設サービス計画の作成・実施	1名以上
その他の従業者		必要数

4.当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設が提供するサービスについては、次の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険給付対象サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割(～7割)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して、食堂にて食事をとっていただくよう支援します。

(食事時間)

朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 17:00

② 入浴

- ・入浴については利用者の身体の状態に合わせて、本人、ご家族と相談しながら、できるだけ希望に合わせて行います。但し、利用者の身体の状態により清拭を行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴する事ができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、生活のリズムを考え、適切な着替え、整容が行なわれるよう援助します。

<介護給付サービス利用料金(1日あたり)>

下記のサービス利用料金は、1日あたりの利用単位数です。利用料は1単位10円で計算し、介護保険負担割合証に記載された割合に応じてお支払いください。

単位表

報酬単価改訂 令和6年4月1日 (単位数)

要介護度	1	2	3	4	5
入居者のサービスの基本利用料金	603	672	745	815	884
療養食加算	(1食あたり8単位) 1日3食を限度とし、3食の場合24単位になります。				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22				
機能訓練指導体制加算	12				

夜勤職員配置加算（Ⅲ）	15
看護体制加算（Ⅰ）	4
看護体制加算（Ⅱ）	8
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 / 月
口腔連携強化加算	50（1回） / 月
看取り連携体制加算	64
若年性認知症利用者受入加算	120
送迎加算	184 / 片道
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本利用料に全ての加算を足した金額×14%

介護予防短期入所生活介護 単位表 一日につき 令和6年4月1日（単位数）

（併設型・多床室）	要支援 1	要支援 2
入居者のサービスの基本利用料金	451	561
療養食加算	（1食あたり8単位）1日3食を限度とし、3食の場合24単位になります。	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	
機能訓練体制加算	12	
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 / 月	
口腔連携強化加算	50（1回） / 月	
若年性認知症利用者受入加算	120	
送迎加算	184 / 片道	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本利用料に全ての加算を足した金額×14%	

（2）介護保険給付対象外サービス

① 食事の提供に要する費用（食材費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）の負担となります。

令和3年8月1日改定

食事の提供に 要する費用	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階
1日 1,445円				
朝食 395円				① 1日 1,000円
昼食 530円				② 日 1,300円
夕食 520円	1日 300円	1日 600円		

② 居住費

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額をご負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日当たり）の負担となります。

令和6年8月1日 改定

居住（滞在）に 要する費用 多床室（2人部屋） (4人部屋)	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
		1日 915円	1日 0円	1日 430円	1日 430円

☆ 利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう2ヶ月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払方法

前記（1）、（2）の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、請求しますので、翌月20日までに、以下のいずれかの方法でお支払下さい。

ア. 窓口で現金の支払い

イ. 下記指定口座への振込（振込手数料は負担願います）

肥後銀行 来民支店 普通預金：1210842

特別養護老人ホーム 矢筈荘 施設長 松岡 聖子

ウ. 金融機関からの口座引落し

ご利用できる金融機関：肥後銀行・郵便局・JA

（4）利用の中止、変更、追加

- 利用予定期間の前に利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申出がなく、当日になって利用の中止の申し出を出された場合、取消料として、下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申出が無かった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申出に対して、事業所の稼動状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示し

て協議します。

- ・利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。
- ・ショートご利用中、発熱や体調不良等、医療機関の受診が必要な場合は、ご家族の方の対応となります。
また、利用中、利用者の状態については気になる事があった場合は、こちらからもお電話をする場合があります。
- ・インフルエンザ等感染症が流行する時期はインフルエンザ等感染症の予防接種をお願い致します。予防接種をされていない場合、ショート利用が出来ない事があります。

5. 代理人等について

- (1) 当施設では、契約締結にあたり、代理人及び身元引受人の設定をお願いしています。
 - ①代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。
 - ②代理人は原則として身元引受人を兼ねることとします。但し、施設と代理人の協議の上、代理人とは別の者を身元引受人とすることができるものとします。
- (2) 代理人の職務は、次の通りとします。
 - ①利用者に代わって又は利用者とともに、施設サービス計画の作成、変更の同意又は要請、契約の解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、施設の意思表示や報告・通知の受領、施設との協議を行うこと。
 - ②利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。
- (3) 身元引受人の職務は、次の通りとします。
 - ① 利用契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用を負担すること。
 - ② 民法458条の2に定める連帯保証人
- (4) 連帯保証人は、次の性質を有するものとします。
 - ①利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
 - ②連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
 - ③施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
 - ④連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

6. 苦情の受け付けについて

(1) 当事業所における苦情の受け付け

当事業所における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 : 職名 生活相談員 担当者 徳丸恵津子 石川 大輔
- 受付時間 : 毎週 月曜日～金曜日 8:00～17:00
- 電話番号 : 0968-48-2111

尚、苦情受付ボックスを受付窓口に設置しています。

又、第三者委員として以下の方々が当事業所における苦情や相談を受け付けております。

氏名	電話番号
児玉 錠志	0968-48-9716
原口 洋子	0968-48-2118
宮本 誠之	0968-48-2274

(2) 行政機関その他苦情受付機関

山鹿市役所福祉部長寿支援課	電話番号 0968-43-1180
国民健康保険団体連合会	電話番号 096-214-1101
熊本県福祉サービス適正化委員会 (熊本県社協内) 専用電話	電話番号 096-324-5471

7. 第3者評価実施状況

受審なし

8. 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、当施設を利用されている利用者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 施設・整備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただかなければ、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

10. 非常災害対策

非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、職員等の訓練を行います。

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待防止のために、研修等を通して職員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

14. 守秘義務に関する対策

施設及び職員は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を厳守するべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

15. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められる場合には、当施設の損害賠償責任を減じる場合があります。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、利用者及び代理人に対して本書面に基づき、重要事項の説明をいたしました。

矢筈荘短期入所生活介護事業所

説明者 職名： _____ 氏名： _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

【契約者（利用者）】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【代理人】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【身元引受人兼連帯保証人】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

「指定短期入所生活介護」利用契約書

を甲とし、社会福祉法人菊寿会を乙として、短期入所生活介護並びに介護予防短期入所生活介護サービスについて、次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は甲に対し、介護保険法の趣旨に従い、甲がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、矢筈荘ショートステイ（以下「矢筈荘」という）において、日常生活を営むに必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護サービスを提供する。

(短期入所生活介護計画の決定)

第2条 乙は、前条のサービスを提供するにあたり、甲及び甲の家族等に面接して、甲の心身の状況、病歴等その他サービス実施にあたって重要な事項の聴取を行なった上で、短期入所生活介護計画を策定し、甲及び甲の家族等に対しその内容を説明し、甲の同意を得た上で、右計画を決定するものとする。

- 2 乙は、甲に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が策定されている場合には、前項の計画策定にあたってはその内容に沿った計画を立てるものとする。
- 3 乙は、甲に係る居宅介護サービス計画が策定されていない場合には、甲に対し、居宅介護支援事業者を紹介する等、居宅サービス計画に必要な支援を行なうものとする。
- 4 乙は、短期入所生活介護計画を利用者に交付する。

(短期入所生活介護計画の変更)

第3条 乙は、甲に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは甲及び甲の家族等から短期入所生活介護計画の変更の申し出があった場合、その変更の必要性を調査し、変更の必要性が認められた場合には、甲及びその家族等と協議のうえ短期入所生活介護計画を変更する。

- 2 乙は、甲の短期入所生活介護計画を変更した場合には、甲に対し書面を交付し、甲は、その内容を確認する。

(介護保険給付対象サービス)

第4条 乙は、甲に対し、介護保険給付サービスとして、矢筈荘において入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供する。

2 乙が、甲に対し実施する短期入所生活介護サービスの具体的な内容、利用期間、費用等の事項は、別紙重要事項説明書に定めるとおりとする。

(介護保険給付対象外サービス)

第5条 乙は、甲との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供する。

その具体的な内容は、別紙重要事項説明書に定めるとおりとする。

2 前項のサービスについては、その利用料金は、甲が負担するものとする。

3 乙は、第1項の定める各種サービスの提供について、必要に応じて甲の家族等に対してもわかり易く説明する。

(運営規程の遵守)

第6条 乙は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、甲に対し、本契約に基づいたサービスを提供するとともに、建物及び付帯設備の維持管理を行うものとする。

2 本契約における運営規程は、本契約に付随するものとして、甲、乙ともに遵守するものとし、乙が、これを変更する場合には、甲に対し、事前に説明するものとする。

(重要事項説明書の交付)

第7条 乙は、甲に対し、本契約を締結するにあたり、センターの概要、提供するサービスの具体的な内容、利用料金・営業日・営業時間・その他の利用方法等につき記載した重要事項説明書を交付する。

(サービス利用料金)

第8条 甲は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料から介護保険給付額を差し引いた金額(自己負担割合に応じた金額としてサービス利用料金の1割から3割)を、乙に支払う。

2 甲が要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、甲は、前項のサービス利用料金の金額を乙に一旦支払い、要介護認定後もしくは居宅サービス計画が作成された後に、前項の自己負担額を除く残額につき介護保険から払い戻しを受ける。

- 3 甲が、第5条のサービス給付を受ける場合には、重要事項説明書に定めるサービス利用料金を、乙に対して支払う。
- 4 甲は、前1から3項の料金について、サービス利用終了時に支払うものとする。
- 5 契約が終了した場合、中途解約された場合もしくは契約の有効期間中に天災その他の不可抗力によりサービスが実施できなくなった場合には、乙は甲に対し、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとする。

(利用料金の変更)

- 第9条 乙は、前条第1.2項に定めるサービス利用料金について、介護保険施行令の改正があった場合には、右改正に沿いサービス利用料金を変更する事ができる。
- 2 乙は、前条第3項の料金について、経営状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合には、甲に対し料金額の変更を行う2ヶ月前までに説明をした上で、相当額に増額することができるものとする。
 - 3 甲は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができるものとする。

(利用日の中止、変更、追加)

- 第10条 甲は矢筈荘におけるサービスの利用期日前日までに乙に申し出ることにより、短期入所生活介護サービスの利用を中止することができる。
- 2 甲は、サービス利用期日当日に利用中止の申し出をした場合には、重要事項説明書所定の取消料を負担する。但し、甲に、急な体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではない。
 - 3 甲は、乙に対し、サービス利用期日前日までに申し出ることにより短期入所生活介護サービスの利用日の変更、利用日の追加を申し出ることができる。
但し、乙は、矢筈荘が満室等により甲の希望する期間にサービスの提供ができない場合には、他の利用可能日を甲に提示して協議するものとする。

(乙の義務)

- 第11条 乙は、サービスの提供にあたり、甲の生命、身体、財産等の安全確保に配慮しなければならない。
- 2 乙は、甲の体調、健康状態から見て必要な場合には、矢筈荘の医師又は看護職員、もしくは甲の主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、甲からの事情の聴取、確認をしたうえで、サービスを実施するものとする。

- 3 乙は、サービスの提供時に甲に病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに甲の主治医への連絡を行なう等の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 乙は、非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに非常災害に備えて、定期的に避難、救出その他の必要な訓練をするものとする。
- 5 乙は、甲又はその他の利用者等の生命、身体を保護する為緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他の甲の行動を制限する行為を行なわない。

(守秘義務)

- 第12条 乙は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た甲及び甲の家族らに関する事項について、第2、3項を除き、本契約存続期間のみならず本契約終了後も、これを正当な事由なく第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、甲に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に甲に関する心身等の情報を提供できるものとする。
 - 3 乙は、甲に係る他の居宅介護支援事業者との連携を図る等正当な事由がある場合には、甲もしくはその家族等の情報を第三者に提供できる。但し、事前に甲もしくは甲の家族等の文書による同意を得る事を要する。

(甲の義務)

- 第13条 甲は、居室及び共同施設、敷地をその本来の用法に従って利用しなければならず、宗教活動、政治活動、営利活動等により、職員、他の利用者に迷惑を及ぼすような行為をしてはならない。
- 2 甲は、前項のほか、乙が定める施設の利用規程に従わなければならない。
 - 3 甲は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要性があると認められる場合には、乙及びサービス従事者が、矢筈荘における甲の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることを認める。
但し、その場合には乙は、甲のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとする。
 - 4 甲は、矢筈荘の施設、整備について、故意もしくは重大な過失により滅失、毀損、汚損等した場合には、甲の負担により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
 - 5 甲の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、甲及びその家族等と協議の上、居室又は共同施設、設備の利用方法等を決定するものとする。

(記録の保存)

- 第14条 乙は、甲に対する短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を作成し、5年間保存するものとする。
- 2 甲は、前項の記録を閲覧、謄写することができる。

(損害賠償)

第15条 乙は、本契約に基づくサービスの実施に際し甲に損害を与えた場合には、次項該当する場合を除き、直ちにその損害を賠償する。但し、甲に重大な過失がある場合には、甲のおかれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる範囲において、損害賠償責任を減じることができる。

2 乙は、自己の責めに帰すべき事由がない場合には、前項の損害賠償責任を負わない。とりわけ、以下の各号に該当する場合には、乙は、損害賠償責任を免れる。

- ① 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が生じた場合
- ② 甲が、サービスの実施にあたって必要な重要事項に関する聴取、確認に対し、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 甲の急激な体調の変化等、乙の実施したサービスを起因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 甲が、乙もしくはサービス従事者の指示、依頼に反して行なった行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

(契約の終了)

第16条 本契約は以下の各号によって終了するものとする。

- ① 甲の死亡
 - ② 要介護認定により甲の心身の状況が自立と判定された場合
 - ③ 乙が解散命令をうけた場合
 - ④ 乙が破産した場合
 - ⑤ その他やむ得ない事由により矢筈荘を閉鎖した場合
 - ⑥ 施設の減失その他の重大な毀損によりサービスが提供不可能になった場合
 - ⑦ 乙が介護保険の指定を取消された場合または指定を辞退した場合
 - ⑧ 第17条から第19条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 2 乙は、前項代①号を除く各号により本契約が終了する場合には、甲の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行なうよう努める。

(解約)

第17条 甲は、本契約を何時にも解約することができる。但し、甲は、解約の7日前までに乙に通知しなければならない。

2 甲は、以下の理由にある場合には、本契約を直ちに解約することができる。

- ① 第9条3項により解約する場合
- ② 甲が入院した場合
- ③ 甲の居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

(甲からの解除)

第18条 甲は、以下の事項に該当する場合には、本契約を直ちに解除することができる。

- ① 乙が、正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ② 乙が第12条定める守秘義務に違反した場合
- ③ 乙が故意もしくは重大な過失により甲の身体・財産・信用等を著しく傷つけた場合その他本契約を継続しがたい重大な背信行為があつた場合
- ④ 甲が、他の利用者によってその身体・財産・信用等を傷つけられもしくは傷つけられるおそれがあるにもかかわらず、乙が適切な対応をとらなかつた場合

(乙からの解除)

第19条 乙は、以下の事項に該当する場合には、本契約を直ちに解除することができる。

- ① 甲が、本契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ② 甲が、第8条第1項から第3項までのサービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、乙が相当期間を定めて支払の催促をしても支払がない場合
- ③ 甲が、故意または重大な過失により乙、サービス従事者もしくは他の利用者等の身体・財産・信用等を著しく傷つけた場合その他本契約を継続しがたい重大な背信行為があつた場合
- ④

(契約期間)

第20条 本契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月間とする。

ただし、期間満了の2日前までに、甲から文書による契約終了の申入れがない場合には、更に6ヶ月間従前の条件で更新されるものとし、以後も同様とする。

(精 算)

第21条 第16条第1項②号から⑧号により本契約が終了した場合において、甲が、既に実施されたサービスに対して負担している利用料金支払い義務、及び第13条第4項（原状回復義務）その他の条項により負担している義務については、契約終了日から一週間以内に精算するものとする。

(苦情処理)

第22条 乙は、その提供したサービスに関する甲からの苦情に対し、苦情を受け付ける窓口を設置し、適切に対応するものとする。

(協議事項)

第23条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、甲と乙は誠意を持って協議するものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は各自署押印して、その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

住 所

氏名（甲）印

住 所

甲代理人印

住 所 熊本県山鹿市菊鹿町長 502 番地

氏名（乙） 社会福祉法人 菊寿会
理事長 松岡 三正